

レンタカーや
貸切りジャンボタクシー等
も対象

令和8年度西脇市観光交流活動創出支援事業
(グループ型旅行事業)

令和8年6月1日



借上げバス等を利用した 少人数グループの旅行を助成します！



補助要件

- 借上げバス等（レンタカーや貸切りタクシー含む）を利用する大人（13歳以上）6～14人の団体旅行
- 市内で 1,500円以上の飲食 をすること
- 市内の観光集客施設を2箇所以上訪問し、うち 1箇所以上で特産品等の買物 をすること（おひとり以上の買物が確認できればOKです。）
- 参加者全員と添乗員が アンケートに回答 すること

補助金額

1人につき1,000円を補助

※市内の宿泊施設に宿泊する場合は1人につき2,000円を加算



手続き等

- 対象となる旅行期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までです。
- 旅行を実施する2週間前までに、「西脇市観光交流活動創出支援事業申込書（様式第1号）」に次の書類を添えてご提出ください。内容を審査し、補助金の交付を決定します。

【添付書類】

- ①旅行行程表
- ②旅行代金を証する書類等（貸切りバス代や飲食代金の予定が分かるもの）

- 旅行実施後1か月以内に、次の書類をご提出ください。

【添付書類】

- ①借上げバス等の借上げを証する書類
- ②市内で飲食したことが分かる領収書の写し（参加人数が確認できるもの）
- ③市内の観光集客施設における特産品等の購入に係る領収書の写し
- ④参加者全員及び添乗員のアンケート回答



書類を確認後、約2か月以内に補助金を指定口座へ振り込みます。

▼詳細はこちら



《対象となる観光施設》



▲観光物産協会会員 ▲でんこうサテライト

【問合せ・申請先】

西脇市産業活力再生部商工観光課

〒677-8511兵庫県西脇市下戸田128-1

TEL：0795-22-3111

FAX：0795-22-6987

MAIL：shoukou@city.nishiwaki.lg.jp